

栃木県会計年度任用職員（業務支援員）募集要項

栃木県宇都宮土木事務所では、会計年度任用職員（業務支援員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1 名	栃木県宇都宮土木事務所 宇都宮市竹林町1030-2 (河内庁舎本館2階・3階)	・土地及び物件の調査・調書の作成 ・用地取得に伴う登記事務 ・上記に付随する官公庁窓口での関係資料の収集や書類の提出 ・その他用地事務について、所属長に命じられたこと

2 勤務条件

- (1) 任 期 令和7(2025)年9月8日から令和7(2025)年12月26日まで
なお、採用後、1か月間は条件付期間（試用期間）となります。
1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日（週30時間）
午前9時00分から午後4時00分まで
なお、午後0時から午後1時までは休憩時間です。
原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 報 酬 ①時 給 1,395円（令和7(2025)年4月1日現在）
②通勤手当 当方規程により、通勤手当を支給
なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます。
- (5) 休 暇 当方規定により有給・無給休暇を付与します。
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）、厚生年金保険に加入します。
なお、災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の（1）から（4）の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン（ワード、エクセル、メールソフトなど）の操作が可能な人
- (3) 普通自動車免許（AT限定可）保有の人
- (4) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和7(2025)年8月4日(月)から令和7(2025)年8月15日(金)まで

※ 応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接試験を行います。

(1) 日 時 申込書類の受理後、個別にお知らせいたします。

(2) 場 所 栃木県庁河内庁舎本館3階

6 申込方法

次の書類を郵送又は持参してください。【令和7(2025)年8月15日(金)必着】

(1) 履歴書(写真付)

※履歴書は市販のもので結構です。

※自筆で必要事項を記入してください。

※持参の場合には、平日の8:30~16:00の間にお越しください。

※郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

※提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますのでご了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町1030-2(河内庁舎本館3階)

栃木県宇都宮土木事務所 管理部総務課

電話 028-626-3123

7 結果の発表

選考結果については、面接後5日以内に電話でご連絡いたします。

栃木県河内庁舎案内図

